

【多面的機能支払交付金の活用術】



外来生物から農地を守ろう！

このパンフレットは、農村地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、「外来生物の駆除」に積極的に取り組んでいただけるよう、地域で駆除に取り組みやすい生物を取り上げ、その方法等について説明するものです。

外来生物が侵入してくると、地域の生態系だけでなく、人間や農林水産業など広範囲にわたって悪影響を及ぼす場合があります。

岩手県内の農地においても、外来生物の侵入が確認されていますので、多面的機能支払交付金を活用し、被害が大きくなるように駆除に御協力ください。

「外来生物の駆除」は、資源向上支払（共同活動）における「農村環境保全活動」の実践活動の中での実施が可能です。

外来生物には、たくさんの種類がありますが、このパンフレットでは、県内の農地やため池周りで見られる“地域で駆除に取り組みやすい生物”２種類に絞って、その生態や駆除方法を紹介します。

オオハンゴウソウ

《生態》

路傍、畑地、荒地、河川敷など、肥沃で湿った場所を好む多年生の草本。横に走る地下茎があり、高さは1～3mになります。開花期は7～10月で、直径6～10cmの黄色い花をつけます。

《地域への被害》

生息域を拡大し、希少な在来生物を絶滅に追い込みます。



《駆除方法》

- ◎ 種をつける前に根から丁寧に抜き取って下さい。地上部分を刈り取っただけでは死滅しません。
- ◎ 1年に数回抜き取ると効果的です。
- ◎ 翌年以降も現れなくなるまで続けて下さい。
- ◎ 2～3日、天日にさらすなど枯死させたあと、焼却ごみとして処理して下さい。

アメリカザリガニ

《生態》

水田、ため池、沼、川や用水路など水深が浅くて流れの緩い泥底の環境に多く生息しています。

湿地に穴を掘って生息し、夜になると餌を探して動き回ります。

《地域への被害》

- ① 魚類やオタマジャクシ、水生昆虫、水草を食い荒らし、数年のうちに希少な在来生物を絶滅へ追い込みます。
- ② 稲の苗を食べたり、水田の畦に穴を空けたりします。



《駆除方法》

- ◎ かごわなに煮干しなどを入れて、水に沈めて捕獲したり、網で直接救って捕獲します。
- ◎ 冬は深い水底や湿地などの穴の中で過ごしているのので、土や泥を掘り起こすと捕獲しやすいです。
- ◎ 捕獲したアメリカザリガニは、埋めて肥料などに活用しましょう。

【その他】

県内では農村環境保全活動として植栽活動に取り組んでいる活動組織が多くありますが、植栽を行う際には地域の生態系への影響に配慮し、地域に適した植物を選定しましょう。

また、必要に応じて生物や環境に詳しい方（有識者）の指導・助言を得て活動を行いましょう。県では、環境保全について詳しい「環境アドバイザー」*を派遣する制度があります。

* 環境アドバイザーとは、県内在住の環境保全についての有識者や環境保全活動実践者の方々であり、現在 75 名の方を知事が委嘱しております。

問い合わせ先一覧

○多面的機能支払交付金に関する事、このパンフレットに関する事

岩手県農地・水・環境保全向上 対策地域協議会	岩手県盛岡市本宮 2-10-1	019-631-3207
各市町村の「多面的機能支払交付金」の担当窓口		

○環境アドバイザー派遣に関する事

岩手県環境学習交流センター	盛岡市盛岡駅西通 1-7-1	019-606-1752
---------------	----------------	--------------

多面的機能支払に係る目指す効果と評価の検討について

1 検討の背景

本県では、平成 19 年度から「農地・水・環境保全向上対策」を導入し、地域共同による農地・農業用水等の資源の保安全管理と農村環境の保全のための活動を、平成 23 年度からは制度が「農地・水保安全管理支払交付金」に変更されるのに合わせて、農地周りの水路や農道などの施設の長寿命化活動に対し支援を行ってきたところ。

しかしながら、急速に進行する高齢化や人口減少により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況であり、また、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されているため、平成 26 年度から「多面的機能支払交付金」を導入し、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図ることとしている。

なお、平成 27 年度からは法律に基づく制度となることもあり、国民や県民に対して多面的機能支払制度の理解をより促進する必要があることから、本県が実現したいビジョンとそれをどのように評価していくのかを定める必要があるもの。

2 検討の視点

平成 23 年度に本県で実施した、「農地・水・環境保全向上対策（第 1 期）」の評価を参考にしつつ、今後検討される国の評価の考えも踏まえ、本県が実現したいビジョンとその評価方法を検討していく。

(1) 農地・水・環境保全向上対策（第 1 期）における効果の検証

項目	評価指標	測定方法
1. 保全活動の強化	① 活動組織数の推移	実施状況報告書
	② 対策が施設の保全に役立っているか	活動組織アンケート
2. 施設の長寿命化	① 保安全管理した施設延長、充当した交付金額	実施状況報告書
	② 対策が施設の保全に役立っているか	活動組織アンケート
3. 遊休農地の発生防止	① 協定農用地内の遊休農地解消面積	実施状況報告書
	② 対策が農地の保全に役立っているか	活動組織アンケート
4. 農村環境の保全・向上	① 農村環境向上活動（生態系保全・水質保全・景観形成）の取組状況	業務資料
	② 対策が農村の環境づくりに役立っているか	活動組織アンケート
5. 環境にやさしい農業の推進	① 環境保全型農業（本対策、エコファーマー、特別栽培認証農家）実践者数	業務資料
	① 取組を通じて環境負荷低減への意識が定着しているか	活動組織アンケート
6. 地域農業への影響	○ 対策による地域農業振興への効果を評価できるか	市町村アンケート
7. 地域コミュニティの活性化	① 保全活動への参加者数の推移	実施状況報告書
	② 活動を通じた地域のまとまりや人のつながりの変化	活動組織アンケート
8. 県民による評価	○ 対策の認知度や満足度	セミナー参加者に対するアンケート

※ ⑤⑥は、営農活動支援（現行の環境保全型農業直接支援）に係る評価

(2) 平成 23 年度評価に加えて新たに検討を行う視点

- ① 日本学術会議が「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」で評価している**農業の多面的機能の項目に準じた効果**の評価が可能か。

【参考①】日本学術会議における評価の種類と貨幣評価（平成 13 年 11 月公表）

- 1 洪水防止（水田の貯水能力を、**治水ダムの維持費等**により評価）
- 2 河川流況の安定（地下を經由して河川に還元する能力を、**利水ダムの維持費等**により評価）
- 3 地下水涵養（水田から浸透した水を、**地下水と上水道利用料の差額**により評価）
- 4 土壌侵食防止（耕作により抑止される土壌侵食量を、**砂防ダム建設費**により評価）
- 5 土砂崩壊防止機能（耕作により抑止されている土砂崩壊を、**平均被害額**により評価）
- 6 有機性廃棄物処理量（農地還元される廃棄物等の量を、**最終処分場を建設する費用**により評価）
- 7 気候緩和（水田によって気温低下し、**節約される冷房電気量**により評価）
- 8 保健休養・やすらぎ機能（**農村地域への旅行に対する支出額**により評価）

《貨幣評価》 年間 8 兆 2,226 億円 ※ 本県分の試算：年間 3,020 億円

- ② 本制度の取組が、**担い手農家の育成**につながっていることを評価可能か。
- ③ 他のハード事業でも実施可能である**長寿命化対策の目標**をどのように設定するか。（明確に“デマケ”できるか）
- ④ 評価について、前回は活動組織数や取組面積などアウトプットの数値や活動組織のアンケートであったが、**効果（アウトカム）**を可能な限り数値で評価するとした場合、測定可能な評価項目は何か。

3 検討日程

平成 27 年 6 月	評価項目の素案策定
平成 27 年 7 月	評価項目における意見交換（第 1 回委員会）
平成 27 年 8 月	評価項目の設定

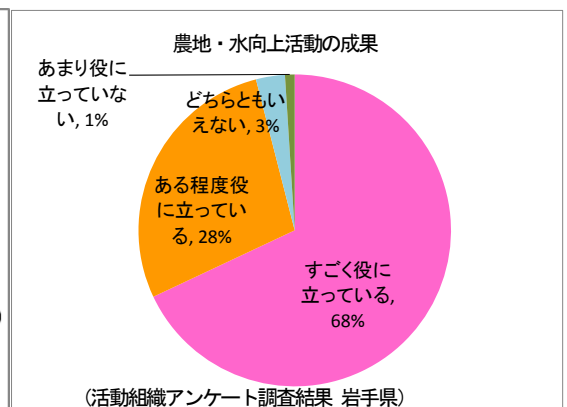
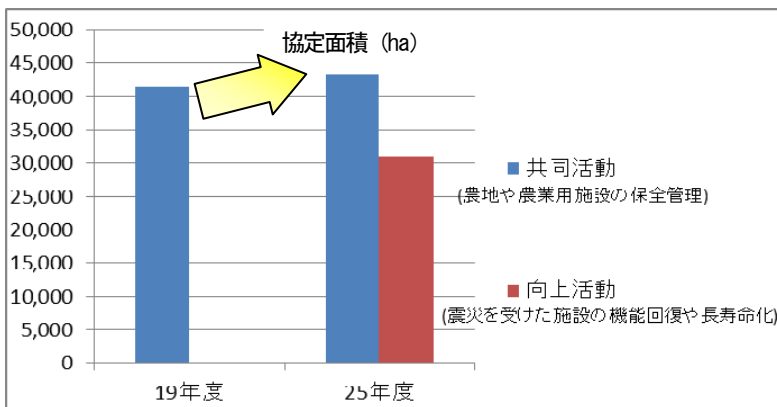
【資料-3】

多面的機能支払交付金の取組について

1 これまでの取組と「多面的機能支払制度」導入に係る本県の基本的考え方

(1) 「農地・水保全管理支払交付金」の取組

- ① 平成 19 年度から始まった「農地・水・環境保全向上対策」は、平成 25 年度に、協定面積約 43 千 ha で 359 組織が共同活動支援を実施。また、向上・復旧活動支援については、約 31 千 ha で 425 組織が実施
- ② 活動組織を対象としたアンケート結果では、「水路や農道等の保全に役立っている」が 96%、「活動により地域が“いきいき”してきたと感じる」が 74%など、**地域資源の維持保全**や**農村コミュニティの再生**に高い評価



(2) 「多面的機能支払制度」導入に係る本県の基本的考え方

「農地・水保全管理支払交付金」導入時は、今まで地域共同の力で行ってきた草刈り、泥上げなどの活動を公費で支援することによる“結い”の崩壊への懸念等から、

- ・ 交付単価の低減
- ・ 従来から自主的に行ってきた活動に係る人件費は支援対象外
- ・ 中山間地域等直接支払実施農地は対象外

といった、県独自要件を設定したが、

「多面的機能支払制度」の導入に当たっては、国の制度に沿った運用とする

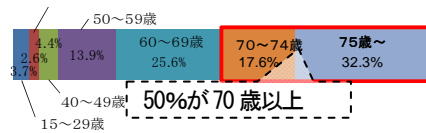
2 本県農村の現状

(1) 農業・農村の多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全など）による効用は、日本学術会議による試算によると全国で年間 8 兆 2,226 億円と評価されており、本県換算では年間 3,020 億円（農地 1 ha 当たり 200 万円／年）

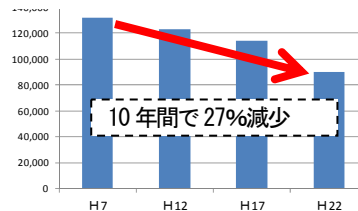
こうした多面的機能は、農村地域に暮らす人々が営農を継続しながら、農地や農業用水を維持することによって発揮され、その効用は国民（県民）全体が享受している。

(2) 一方で、本県の農村では、高齢化や人口減少により、集落機能が急速に脆弱化し、従来“結い”により多面的機能の発揮を支えてきた草刈り、泥上げなどの基礎的な共同活動の継続が困難となることが懸念され、こうした活動にも直接的な支援が必要と考えられること

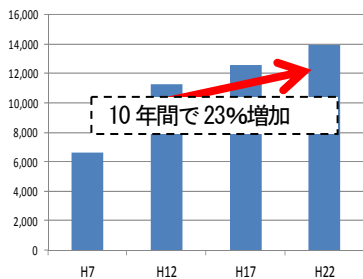
○ 農業従事者が超高齢化
(農林業センサス H22)



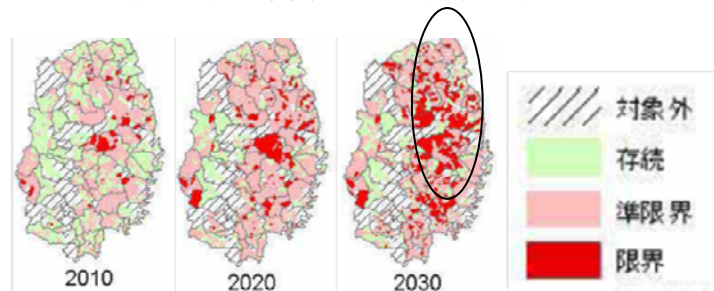
○ 農業就業人口が減少の一途
(農林業センサス)



○ 耕作放棄地が増加の一途
(農林業センサス)



○ 北上高地周辺では、限界集落の加速的な増加が予測
(慶応大学一ノ瀬准教授らの研究成果 H20)



(3) 農地集積の進行に伴い、担い手が管理すべき農地や水路、農道も増加し、その維持管理の負担感が、担い手への農地集積鈍化の1つの要因に

ほ場整備が完了した地域の農家からも、農地周りの草刈り等の負担感の声が大きい状況

○ 農地集積率が近年伸び悩み
(県農業振興課調べ)



○ ほ場整備事業受益者へのアンケート調査結果
(H22～24 13地区を対象に、県農村建設課調査)

〔設問〕 ほ場整備を実施しても維持管理が楽になったと感じない理由

項目	回答数
法面が長く急であり、草刈りに苦労しているため	142
石が多く草刈りに苦労しているため	93
排水路が深くなり、泥さらい等に苦労しているため	58
給水栓に詰まったごみを取り除くのに苦労しているため	36
その他（用水供給が不安定など）	28

- (4) 平成25年8月に実施した活動組織のアンケート調査では、国の「共同活動」基準単価の下限値（約1/2）を採用していることについて、「**交付金が少なく、十分な活動が実施できない**」又は「**少ないと感じているが、財政的な状況からやむを得ない**」とする回答が、**活動組織の約6割**を占めた

また、平成26年1月に実施した市町村の意向調査でも**国の基準と同じでよいとする回答が8割以上**あった

- 農地・水保全管理支払交付金に係る活動組織のアンケート調査結果

(平成25年8月 岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会調査)

[設問] 「共同活動」について基準単価の下限値を採用していることについてどう思うか

項 目	回答割合
妥当な単価である	34%
少ないと感じているが、財政的な状況からやむ	47%
交付額が少なく、十分な活動が実施できない	12%
交付額は十分であり、減額してもよい	3%
無回答	3%

- 多面的機能支払導入に係る県独自要件の市町村アンケート調査結果 (平成26年1月 岩手県調査)

回 答	市町村数	回答割合
特にない（国の基準と同じでよい。）	28	82%
現行農地・水と同様に県独自要件を設定してほしい	4	12%
その他	2	6%

3 多面的機能支払制度導入に係る県の具体的な対応

(1) 交付単価は、国の基準単価をそのまま採用 (単位：円/10a)

地目	農地維持支払 ①	資源向上支払 (共同活動)		資源向上支払 (長寿命化活動) ③	①+②+③
		基本単価	5年以上継続又は 長寿命化活動地区 ②		
田	3,000	2,400	1,800	4,400	9,200
畑	2,000	1,440	1,080	2,000	5,080
草地	250	240	180	400	830

負担割合：国 50%、県 25%、市町村 25%

[これまで、国の基準単価の下限值を採用] (単位：円/10a)

地目	共同活動①		向上活動②		①+②	
	国制度	岩手県設定	国制度	岩手県設定	国制度	岩手県設定
田	2,200~4,400	2,200	4,400	4,400	8,800	6,600
畑	1,400~2,800	1,400	2,000	2,000	3,400	2,700
草地	200~400	200	400	400	600	500

負担割合：国 50%、県 25%、市町村 25%

(2) 人件費の取扱いは、国の制度と同様に、“共同”で実施する協定農用地内における草刈りや泥上げ等に係る人件費を交付対象

[これまで、地域が自主的に行ってきた草刈りや泥上げ等に係る人件費を対象外]

<例外として対象としていた活動>

- ・ 耕作放棄地の解消や発生防止に向けた草刈りを「共同」で行う場合
- ・ 本対策を契機として、新たな範囲の草刈りを「共同」で行う場合
- ・ 人力で処理できない程の土砂が堆積した水路、ため池において、重機を併用して「共同」で泥上げを行う場合

(3) 中山間地域等直接支払制度実施地区の農地は、国の制度と同様に、交付対象
なお、中山間地域等直接支払制度と活動を明確に区分

[これまで、共同活動支援交付金の対象外]

(4) 国の考え方*と同じような面積で活動に取り組むものとして、予算化

* 農振農用地のうち、水田で65%、畑・草地で50%が活動に取り組む想定

年度当初から活動に取り組めるようにするため、県・市町村の負担を前提として、平成 26 年度当初予算を計上

《本県の 26 年度想定活動面積 (農地維持支払)》 ※ 資源向上支払は、25 年度並みを想定

地目	農振農用地面積①	想定活動面積②	割合②/①
田	89,000 ha	57,850 ha	65 %
畑	35,500 ha	17,750 ha	50 %
草地	33,200 ha	16,600 ha	50 %
計	157,700 ha	92,200 ha	58 %

4 多面的機能支払制度導入により期待される効果

(1) 「農地維持支払」による、農地の有効活用や水路・農道の適切な管理

- ① 多面的機能が維持・増進
- ② 耕作放棄地の発生抑制・再生利用が促進
- ③ 集落コミュニティが維持・再生・活性化
- ④ 担い手への農地集積を後押し
- ⑤ 鳥獣被害を防止

さらに、“地域ぐるみの保全管理活動”

(2) 「資源向上支払」による、水路・農道の適切な補修・更新や農村環境保全活動の取組

- ① 農業者等による直営施工で、農地周り水路等が長寿命化
- ② 地域ぐるみの植栽活動等で、美しい農村景観が形成
- ③ 小中学校や子供会と連携した“生きもの調査”等で、環境保全に対する意識が醸成

5 取組拡大等に向けた具体的内容

(1) 既に現行「農地・水保全管理支払」等の活動組織がある地域

⇒ 速やかな実施に向けた周知徹底と導入手続等を支援

- ① 広報誌により制度内容を周知
- ② 制度や導入手続きに係るブロック説明会を開催
- ③ 制度導入手引きを作成・配布

(2) まだ活動組織がない地域

⇒ 制度導入に向けた合意形成、組織化、協定締結等の体制整備を支援

- ① 集落座談会や基盤整備事業の説明会等で制度を紹介
- ② 地域の要請に応じた個別相談会等を開催

(3) 活動組織の適正な事務処理に向けた取組の推進

- ① 事務局体制強化に向けた活動組織の統合や広域化を誘導
- ② 事務処理が負担となっている活動組織は、事務処理の外部委託の取組を推進
- ③ 活動組織における事務処理のレベルアップを図る取組を推進

(4) 農地周りの水路・農道等の長寿命化対策を促進

- ① 活動組織を対象とした現地での個別指導や研修会を開催するなど、現地指導専門員を活用した技術支援

(5) 農村地域の環境保全活動の促進

⇒ 地域ぐるみの植栽活動や生き物調査に加え、外来種の駆除活動や田園自然再生の活動等、農村地域の環境保全活動を支援

- ① 優れた景観形成等に取り組んでいる活動組織を表彰し、広報誌等で県内に広く紹介
- ② 2016年岩手国体に係る「花いっぱい運動」など県民運動の取組とも連携し、広く取組を展開
- ③ 田園自然再生に向けた取組事例等を紹介
- ④ 地域で取り組みやすい外来種の駆除方法を活動組織に紹介

(6) 制度の理解醸成を促進

- ① 県民に対する理解醸成に向け、制度の趣旨や活動の成果等を広報誌等で紹介
- ② 取組拡大に向け、幅広い取組が可能である制度であることや他の模範となる取組-を説明会や広報誌等で周知